

# 鹿児島県 建築物耐震改修促進計画

平成19年7月

鹿児島県

(平成20年7月一部改正)

(平成22年11月一部改正)

(平成28年2月一部改正)

## 目 次

鹿児島県建築物耐震改修促進計画策定の背景	1
1 計画の目的	
2 計画の位置付け	
3 計画の対象とする建築物	
<b>第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標</b>	<b>3</b>
1 想定される地震の規模, 被害の状況	
2 耐震化の現状	
3 耐震改修等の目標の設定	
4 県有建築物の耐震化の情報公開	
<b>第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項</b>	<b>8</b>
1 耐震診断・改修の促進に係る基本的な取り組み方針	
2 耐震診断・改修の促進を図るための支援策の概要	
3 安心して耐震改修を行うことが出来るようにするための環境整備	
4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要	
5 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	
6 特定優良賃貸住宅の空家の活用に関する事項	
<b>第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項</b>	<b>11</b>
1 被害予測調査及び地震防災マップの作成・公表	
2 相談体制の整備及び情報提供の充実	
3 パンフレットの配布, セミナー・講習会の開催	
4 リフォームに併せた耐震改修の誘導策	
5 家具の転倒防止策の推進	
6 自治会等との連携に関する事項	
<b>第4章 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携に関する事項</b>	<b>12</b>
1 耐震改修促進法による誘導・助言, 指示, 公表等の実施に関する事項	
2 建築基準法による勧告又は命令等の実施に関する事項	
<b>第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項</b>	<b>14</b>
1 市町村が定める耐震改修促進計画に関する事項	
2 関係団体による協議会の設置, 協議会による事業の概要	
3 計画の検証	
資料編	15
1. 多数の者が利用する建築物の一覧表	16
2. 防災拠点(県有施設)の耐震化率	17
3. 建築物の耐震改修の促進に関する法律(抜粋)	18
4. 建築基準法(抜粋)	24

# 鹿児島県建築物耐震改修促進計画策定の背景

## 1 計画の目的

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,433人の尊い命が奪われ、このうち4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。そして、この時倒壊した住宅・建築物の多くは、昭和56年以前に建設された現行の新耐震基準に適合していない住宅・建築物であった。

また、近年でも平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震など大地震が頻発しており、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。

本県でも、平成7年10月には喜界島において奄美近海を震源とする震度5の地震が発生するとともに、平成9年3月、5月には薩摩地方を震源とする震度5強と震度6弱の地震が発生し、地震対策の重要性が改めて認識されたところである。

地震時の人命の保護及び速やかな救助・復旧を可能とするためには、地震時に防災拠点として活動すべき施設、避難救護に必要な施設及びその他の施設について、耐震診断を実施し、その要求性能に応じた改修を促進することが緊急の課題となっている。

本計画は、これらの課題に対応し、既存建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的かつ効率的に促進するためのものである。

なお、本計画の計画期間は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第4条の規定に基づき、国土交通大臣が定める建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示184号。以下「基本方針」という。）に定める計画期間に合わせて平成19年度から平成27年度までとする。ただし、次期計画が策定されるまでの間は、本計画を運用することとし、引き続き既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るものとする。

## 2 計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法第5条の規定に基づき、県内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために策定するものである。

また、「鹿児島県地域防災計画」に定められている防災関連施策等や「21世紀新かごしま総合計画」など既往計画との整合のもとに、特に既存建築物の耐震性の向上に向けた改修の促進を図るための施策を具体的に定めるものである。

## 3 計画の対象とする建築物

現行の耐震基準は「新耐震基準」と呼ばれ、主に1978年(昭和53年)の宮城県沖地震後の抜本的見直しを受けて、1981年(昭和56年6月)に大改正されたものであり、旧来の基準に比べ耐震性の向上が図られている。

本計画では、特に耐震化を図るべき建築物として、住宅及び特定建築物（資料編(P16)の「多数の者が利用する建築物の一覧表」の（い）欄に掲げる用途で耐震改修促進法第6条の所有者の努力義務及び法第7条第1項の指導・助言対象建築物である同表（ろ）欄に該当する建築物をいう。以下同じ。）を対象とする。

これは、耐震改修促進法第4条第1項の規定により国土交通大臣が定めた基本方針においても、耐震化を図ることが重要な建築物とされている。

なお、本計画においては、下記(1)、(2)の①及び(3)の建築物に対する目標を設定することとし、下記(2)の②及び③に関しては、今後の調査結果に基づき耐震化に向けた適切な対応を図るものとする。

(1) 住宅

(2) 特定建築物

① 耐震改修促進法第6条第1号に規定する建築物

② 同法第6条第2号に規定する建築物

③ 同法第6条第3号に規定する建築物

(3) 防災拠点

「鹿児島県地域防災計画」に定める災害時に応急対策活動の拠点として重要な防災基幹施設となる県及び市町村の庁舎、消防・警察等の施設、学校、公民館、医療機関及び避難施設や物資の集積拠点とする。

# 第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

## 1 想定される地震の規模、被害の状況

県内の活断層には、活動度A ( $1 \leq S < 10$  Sは断層の平均変位速度m/1,000年)のものは存在せず、また地震活動と個別の活断層の関係についても確認されていないため、過去の地震被害及び近年の地震活動に基づき想定地震を設定した。

( 鹿児島県地震被害予測調査報告書 平成 8年度 )  
( 鹿児島県地域防災計画 (震災対策編) 平成17年度 )

### (1) 想定する地震の規模

#### ① 鹿児島湾直下

県中枢に多大な被害を及ぼすケースとして想定する。

過去の例としては、1914年の桜島大正噴火に関連した地震がある。噴火の8時間後にM (マグニチュード) =7.1の最大地震が発生した。

M=7.1は本県の内陸部で発生する地震としてはかなり大きく、これを超える規模の地震は想定しにくいことから、同等の規模のM=7.1の地震を想定する。

震源近傍の鹿児島湾北西部と桜島で震度6弱が予測される。また、震源から比較的離れた地域でも、沖積地盤の見られる谷間やロームに覆われた大地上などで、震度5強から震度6弱が分布することが予測されるとともに、県本土の広い地域で震度5以上の揺れが予測される。トカラ列島以南は震度2以下となる。

#### ② 日向灘

海洋型地震に伴い県の九州本土部に津波被害を及ぼすケースとして想定する。

日向灘での地震は、フィリピン海プレートの沈み込みによって発生している。過去の地震は1662年のM=7.6が最大であるが、今世紀に入ってもM=7.0を超える地震が数回発生している。

日向灘付近では、M=7.0クラスの地震が比較的短い周期で発生するため、歪みのエネルギーが比較的低いレベルで解放されていると考えられるため、M=8.0以上の地震が発生する可能性は低いと考えられる。

しかし、日向灘付近のプレート境界では隣り合う海域で繰返し破壊が発生しており、連鎖的に複数の歪み蓄積箇所地震が発生する可能性もあるので、断層の面積としてはM=7.6の2倍であるM=7.8の地震を想定する。

震源が陸部から若干離れているため、震度6弱は、大隅半島及び種子島の特に関軟弱地盤で見られる程度である。

震度5強の範囲は、大隅半島と種子島の大部分を占める。震度5弱より強い揺れは、薩摩半島・大隅半島の沖積層・シラス被覆地で現れると予測される。

### ③ 奄美大島近海

海洋型地震に伴い県島嶼部に津波被害を及ぼすケースとして想定する。

この付近の過去の地震の例では、1911年の喜界島地震がM=8.0と、最も大きい。

また、1901年にも奄美大島近海でM=7.5の地震が発生し、平成7年10月に喜界島近海でM=7.1の津波を伴う地震が発生している。

日向灘のように隣り合う海域で短い期間において繰り返し地震が発生した例がないので、複数の歪み蓄積箇所が連鎖的に破壊されることは考えにくい。想定地震としては、過去最大のM=8.0を想定する。

喜界島の東岸、奄美大島の沖積低地の一部で震度6強が、また喜界島の大半と奄美大島の沖積低地で震度6弱が予測される。

震度5弱よりも強い揺れが現れるのは、震源に近い喜界島、奄美大島及び徳之島の一部であると予想される。なお、九州本土部でもシラス被覆地などで震度3が見られる。

### ④ 県北部直下

内陸直下型地震に伴い、局地被害を及ぼすケースとして想定する。

この付近では、1968年にえびの地震を始めとするM=5.7~6.1の群発地震が発生している。内陸地震に着目すれば、1894年に知覧付近でM=6.3が発生している。

安全側の検討をするために、M=6.5の地震を想定する。

震源直上においては、長さ20km×幅10km程度の範囲で震度6弱が予測される。震度5弱以上の揺れが現れる範囲は、鹿児島湾直下想定地震よりも狭く、断層から15km程度までの範囲に限られている。

### ⑤ 県西部直下

内陸直下型地震に伴い、局地被害を及ぼすケースとして想定する。

この付近では、甌島にかけて近年活発な地震活動が見られる。過去には旧串木野市において、1913年にM=5.7と5.9の地震が相次いで発生した。

県北部直下と同様にM=6.5の地震を想定する。

震源近傍の薩摩半島西海岸で震度6弱が予測され、主に薩摩半島において、断層から20km程度までの範囲で震度5弱以上になると予測される。

表－1 想定される地震による人的被害と建築物被害の状況

想定される地震 (地震の規模)	人的被害		建物被害	
	死者	負傷者	大破	中破
①鹿児島湾直下 (M=7.1) (震度6弱)	全県 1,500人強	全県 12,000人弱	全県 17,000棟強 木造建物 15,000棟強 鉄筋コンクリート系建物 300棟弱 鉄骨系建物 1,000棟弱	全県 65,000棟強
②日向灘 (M=7.8) (震度6弱)	全県 240人程度	全県 3,000人弱	全県 3,400棟強 木造建築物 3,300棟強	全県 14,000棟強
③奄美大島近海 (M=8.0) (震度6強)	全県 70人強	全県 2,000人強	全県 4,000棟超	全県 7,000棟強
④県北部直下 (M=6.5) (震度6弱)	全県 120人強	全県 1,300人程度	全県 1,200棟弱	全県 7,300棟強
⑤県西部直下 (M=6.5) (震度6弱)	全県 170人強	全県 2,000人強	全県 2,200棟強	全県 11,000棟強

## 2 耐震化の現状

### (1) 住宅の耐震化率について

本県の住宅の耐震性を有する住宅の戸数は、住宅総数(約700千戸)のうち約473千戸で、耐震化率は68%と推計される。

- ① 木造戸建て住宅の耐震性を有する住宅の戸数は、木造戸建て住宅全数(約473千戸)のうち約263千戸で、耐震化率は56%と推計される。
- ② 共同住宅その他の住宅の耐震性を有する住宅の戸数は、共同住宅等全数(約227千戸)のうち約210千戸で、耐震化率は93%と推計される。

表－2 住宅の耐震化率

区 分		戸 数 (戸)	耐震化率 (推計)
住宅総数		700,000	68%
耐震性を有する住宅		473,000	
内 訳	木造戸建て住宅	473,000	56%
	耐震性を有する住宅	263,000	
	共同住宅その他の住宅	227,000	93%
	耐震性を有する住宅	210,000	

・平成15年住宅・土地統計調査をもとに推計

### (2) 特定建築物の耐震化率について

平成18年1月の法改正に伴い、平成18年3月末時点で県において、特定建築物の

調査を行い、耐震性が確認された特定建築物は全体の約74%であり、国の75%をやや下回るものの、ほぼ同等の水準となっている。

特定建築物の耐震化の状況は表－3のとおりであり、昭和56年5月以前に建築された対象建築棟数(A)2,634棟のうち、耐震診断実施棟数(B)は805棟（耐震診断未実施棟数(C)1,703棟）である。耐震診断の結果、改修・建替が必要な棟数(G)は296棟、うち耐震改修実施棟数(H)は162棟、耐震改修未実施棟数(I)は134棟である。

表－3 特定建築物の耐震化率 (平成18年3月末)

種別	耐震化率(L)/(K)	項目	棟数	項目	S 56. 5. 31	S 56. 6. 1
					以前の建築物の合計棟数	以降の建築物(J)
県有建築物	82. 7%	対象建築物全棟数(A)+(J)=(K)	791	対象建築物棟数(A)	422	369
		耐震性能が確保されている棟数(D)+(E)+(F)+(H)+(J)=(L)	654	耐震診断実施棟数(B)	342	
	耐震診断未実施棟数(C)			61		
	建替実施棟数(D)			15		
	除却済み棟数(E)			4		
	(B)のうち耐震性能確認済み(F)			210		
	(B)のうち改修・建替が必要(G)			132		
	耐震改修実施棟数(H)	56				
耐震改修未実施棟数(I)	76					
市町村有建築物	70. 8%	対象建築物全棟数(A)+(J)	2, 064	対象建築物棟数(A)	958	1, 106
		耐震性能が確保されている棟数(D)+(E)+(F)+(H)+(J)	1, 461	耐震診断実施棟数(B)	368	
	耐震診断未実施棟数(C)			563		
	建替実施棟数(D)			3		
	除却済み棟数(E)			24		
	(B)のうち耐震性能確認済み(F)			260		
	(B)のうち改修・建替が必要(G)			108		
	耐震改修実施棟数(H)	68				
耐震改修未実施棟数(I)	40					
民間建築物	73. 0%	対象建築物全棟数(A)+(J)	4, 069	対象建築物棟数(A)	1, 254	2, 815
		耐震性能が確保されている棟数(D)+(E)+(F)+(H)+(J)	2, 972	耐震診断実施棟数(B)	95	
	耐震診断未実施棟数(C)			1, 079		
	建替実施棟数(D)			16		
	除却済み棟数(E)			64		
	(B)のうち耐震性能確認済み(F)			39		
	(B)のうち改修・建替が必要(G)			56		
	耐震改修実施棟数(H)	38				
耐震改修未実施棟数(I)	18					
合計	73. 5%	対象建築物全棟数(A)+(J)	6, 924	対象建築物棟数(A)	2, 634	4, 290
		耐震性能が確保されている棟数(D)+(E)+(F)+(H)+(J)	5, 087	耐震診断実施棟数(B)	805	
	耐震診断未実施棟数(C)			1, 703		
	建替実施棟数(D)			34		
	除却済み棟数(E)			92		
	(B)のうち耐震性能確認済み(F)			509		
	(B)のうち改修・建替が必要(G)			296		
	耐震改修実施棟数(H)	162				
耐震改修未実施棟数(I)	134					

※主な特定建築物:	・幼稚園・保育園	: 2階・500㎡以上
	・小・中学校等	: 2階・1,000㎡以上
	・老人ホーム等	: 2階・1,000㎡以上
	・一般体育館	: 1,000㎡以上 (階数要件無し)
	・その他の多数利用の建築物	: 3階・1,000㎡以上
	・危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物	

### 3 耐震改修等の目標の設定

#### (1) 住 宅

住宅については、平成27年度に新耐震基準に適合する住宅の割合を90%にすることを目標として、住宅耐震改修の促進に取り組む。

#### (2) 特定建築物及び防災拠点

特定建築物については、公共民間を問わず基本方針と同様に平成27年度に耐震化率を90%にすることを目標として、耐震改修に取り組む。

① 県が所有する公共建築物（以下「県有建築物」という。）の耐震化については、積極的に取り組むこととし、特に、被害情報収集や災害対策指示を行う庁舎、避難場所等として活用する学校、災害による負傷者の治療を行う病院など、防災拠点として重要な役割を果たす施設については、耐震化を優先的に実施する。

② 市町村が所有する建築物については、各市町村において独自の目標を設定し、耐震改修を図るように努める。

#### (3) 目標の達成状況の確認

本計画は、10年間を見据えた長期のものであることから、5年目に進捗状況の点検を行い、早期・短期段階の達成状況を確認するとともに、中期・長期段階の目標の見直しを行う等、進行管理を行う。

### 4 県有建築物の耐震化の情報公開

県有建築物のうち、特定建築物については、災害時の救助・避難拠点として重要な役割を果たす施設が多く、不特定多数の県民が利用する。特に防災拠点として重要な役割を果たす施設については、積極的に耐震状況について情報公開を行う。

## 第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

### 1 耐震診断・改修の促進に係る基本的な取り組み方針

- (1) 住宅・建築物の耐震化を促進するためには、住宅・建築物の所有者等が自発的・主体的に取り組むことを基本としながら、行政は所有者等の役割を支援する観点から、県・市町村の適切な役割分担により、民間建築物の耐震化の促進を図るための政策を展開する。
- (2) 県は、建物の用途や立地条件による緊急性及び公益性等の優先順位に配慮した耐震化の促進施策を展開する。
- (3) 県有施設については、防災拠点として重要な役割を果たす庁舎、病院等の施設、地震被災時に避難・救援等で重要な役割を果たす学校等の施設を最優先と位置付け計画的な改修を図る。
- (4) 市町村は、自ら管理する建物の耐震改修に努める。また、民間建築物の所有者等が耐震診断や耐震改修を行いやすい環境の整備や、費用負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じるよう努める。
- (5) 避難路等沿道の住宅・建築物等は、大規模地震の発生後、倒壊して避難路等を閉塞することがないように、耐震化の促進を重点的に図る。

### 2 耐震診断・改修の促進を図るための支援策の概要

県では、県民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組みながら、建築物の耐震改修の促進を図る。

また、住宅耐震改修促進事業を実施し、普及啓発を図る。

市町村は、県と連携し、民間住宅の耐震化に係る助成制度を実施するよう努める。

### 3 安心して耐震改修を行うことが出来るようにするための環境整備

#### (1) 専門技術者の養成・紹介体制の整備

県では、木造住宅耐震技術講習会を開催し、技術者を育成、登録するとともに、住宅相談窓口等で登録名簿を県民の閲覧に供する。

#### (2) 専門技術者向け、県民向け講習会の開催

建築士事務所協会では、鉄筋コンクリート造と鉄骨造の耐震診断・補強計画に関する専門技術者向けの耐震診断・耐震改修講習会を開催し、鹿児島県既存建築物耐震診断受講者登録制度要綱の規定に基づき、受講者を登録するとともに、ホームページに掲載する。

また、県は業界団体の協力を得て、建築物防災週間等の各種行事やイベントの機会をとらえ、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性についての講習会の開催等により普及啓発を図る。

### 4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

(1) エレベーターの地震防災対策の推進

建築基準法第2条第1項第32号に定める特定行政庁(以下「特定行政庁」という。)は、業界団体等と連携して、エレベーターの閉じ込めが発生しないように被害の発生するおそれのあるものについて、建築物所有者等に対し普及・啓発及び情報提供を進める。

(2) 屋外広告物、ガラス、外壁材、天井等の落下防止対策

① 特定行政庁は、業界団体や関係市町村にも協力を求め、屋外広告物の適切な設計・施工や、維持管理についての啓発、安全性についての注意喚起を行う。

② 特定行政庁は、窓ガラス、外壁等の落下防止対策や、不特定多数の者が利用する大規模空間を持つ建築物の天井等の崩落防止対策を行うよう施設の所有者及び管理者に注意喚起を行い、必要に応じ適切な対策を講じるように指導する。

(3) ブロック塀の安全対策

県は、市町村と連携して、地震時に倒壊の危険性があるブロック塀の所有者及び管理者に注意喚起を行い、改修の促進を図る。特に、通学路や避難路沿いを重点的に実施するなど、優先度、危険度に応じた改善を促進する。

(4) 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

県は、地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害を軽減するため、従来実施してきた「がけ地近接等危険住宅移転事業」を継続して実施する。また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等を適正に執行するとともに、鹿児島県建築基準法施行条例第3条に規定された「がけ地の建築制限」に適合することにより、建築物の安全性を確認する。

(5) 宅地の耐震化

県は、大規模盛土造成地の崩壊による被害の軽減を図るため、造成宅地防災区域の指定に関する調査について検討する。

(6) 密集住宅市街地の耐震性の向上

老朽木造住宅が密集し、道路等の都市基盤施設の整備水準が低い密集住宅市街地における地震による災害を低減・防止するため、建築物の耐震性の向上を支援する。

## 5 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

(1) 避難路等の指定

各市町村で策定される市町村耐震改修促進計画において、大規模地震の発生後、避難路沿道の住宅・建築物等が倒壊して、避難路を閉塞することがないように、広幅員道路、都市計画道路等を基本に避難路の選定を推進し、避難路等沿道建築物の耐震化の促進を図る。

(2) 緊急輸送道路の指定

大規模地震の発生後、救援・復興活動の骨格となる路線で、避難路と同様に沿道の建築物の耐震化を促進しておくことが重要な道路(「鹿児島県地域防災計画」の「震災対策編第3部第2章第10節(緊急輸送)」に記載されている緊急輸送道路ネットワーク計画における1次～2次緊急輸送道路)を緊急輸送道路とし、沿道建

建築物の耐震化の促進を図る。

(3) 避難路等・広域避難地周辺の不燃化の促進

緊急輸送道路や避難路の機能を十分に確保するため、沿道の耐震化促進と併せて不燃化促進等を図るよう各市町村の取り組みの誘導を図る。

**6 特定優良賃貸住宅の空家の活用に関する事項**

住宅の所有者が耐震改修を行う際に仮住居の確保が必要となる場合、耐震改修促進法第5条第3項第2号に基づき、特定優良賃貸住宅（特定公共賃貸住宅及び地域特別賃貸住宅を含む。以下同じ。）を仮住居として活用できるものとし、以下により、特例として特定優良賃貸住宅への入居を認める。

(1) 対象者

耐震改修促進法第8条第3項の規定により認定を受けた耐震改修の計画（耐震改修促進法第9条第1項の規定による変更の認定を受けたときは変更後の計画）に係る住宅の耐震改修を実施する者であって、仮住居を提供することが必要であると認められる者であること。

(2) 仮住居として提供できる特定優良賃貸住宅

県内に所在する特定優良賃貸住宅で、入居者の募集をしたにもかかわらず3か月以上継続して入居者がなく、例外的に入居者を入居させることについて、知事（鹿児島市の区域内に所在する特定優良賃貸住宅については、当該市長）の承認を得た住戸であること。

(3) 仮住居として賃貸できる期間及び賃貸借の形態

2年を上限とし、借地借家法第38条第1項の規定による定期借家契約であること。

## 第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

### 1 被害予測調査及び地震防災マップの作成・公表

- (1) 県では、平成8年度に実施した地震被害予測調査で、過去の地震被害及び近年の地震活動に基づき想定地震を設定し、各想定地震ごとの地震動そして人的被害や建物被害等について予測し、その結果を公表している。
- (2) 市町村は、地域住民の地震防災に対する意識啓発と、避難情報の提供を目的に、地震による危険性の程度、避難場所や危険箇所等を表示した地図（地震防災マップ）を早期に作成・公表するように努める。

### 2 相談体制の整備及び情報提供の充実

県及び市町村において、耐震診断、耐震改修や住宅リフォームの相談窓口の設置を図るとともに、建築関連団体や(財)住宅・建築総合センターの相談窓口など、多方面の専門家と連携して、地域住民の幅広い相談に対応できる体制と仕組みづくりを進める。

また、定期的な無料相談会の開催等、耐震診断・耐震改修等に関する普及啓発活動に努める。

### 3 パンフレットの配布、セミナー・講習会の開催

県は、建物の耐震化を促すため、市町村や建築関連団体等の相談窓口用としてパンフレットを配布するとともに、県、市町村及び関係団体と連携して一般県民向けと建築技術者向けのセミナー・講習会を鹿児島県防災研修センター等を活用しながら、開催する。

### 4 リフォームに併せた耐震改修の誘導策

(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターのリフォーム支援ネットや建築関係団体等との連携により、利用者が身近な市町村の相談窓口において、リフォームに併せて、耐震改修を実施できるよう誘導する仕組みづくりを進める。

### 5 家具の転倒防止策の推進

県、建築関連団体及び(財)住宅・建築総合センター等が開催するセミナー・講習会の参加者に対し、家具等の転倒防止対策等地震防災に対する意識啓発を行う。

### 6 自治会等との連携に関する事項

市町村は町内会や自主防災組織等と連携することで、地震防災対策の普及啓発を図るとともに、県は、市町村に対し耐震診断や耐震改修の啓発のため、専門家や技術者の派遣等必要な支援を行う。

## 第4章 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携に関する事項

### 1 耐震改修促進法による誘導・助言、指示、公表等の実施に関する事項

#### (1) 耐震改修促進法による耐震診断又は耐震改修の指導等の実施

##### ① 指導・助言

県及び建築主事を置く市町村（以下「所管行政庁」という。）は新耐震基準に適合しない特定建築物の所有者に対して、速やかに耐震診断を実施し、耐震化を図るよう指導・助言を行う。

指導及び助言は、耐震診断、耐震改修の必要性を説明して、耐震診断等の実施を促し、その実施に関し相談に応ずる方法で行う。また、個人を対象とするだけでなく、特に耐震診断等の必要な地域の住民に対して、パンフレット等を用いて説明会等を開催する等の方法でも行う。

##### ② 指示

所管行政庁は、相当の猶予期限を超えても、正当な理由がなく、指導・助言に従わない場合は、速やかに耐震診断を実施し、耐震化を図るよう指示を行う。

指示は、指導及び助言により、耐震診断、耐震改修の実施を促し、協力が得られない場合に、具体的に実施すべき事項を明示した指示書を交付する等の方法で行う。

また、指示は、指導及び助言したものについてのみできるということだけでなく、指導及び助言を経なくてもできるものとする。

##### ③ 公表

所管行政庁は、相当の猶予期限を超えても、正当な理由がなく、指示に従わなかった場合、建築物及びその所有者を公表する。

なお、特定建築物の所有者が指示を受けて直ちに指示の内容を実施しない場合であっても、耐震診断や耐震改修の実施計画を策定し、計画的な診断、改修が確実に行われる見込みがある場合などについては、その計画等を勘案し公表の判断をする。

公表の方法については、耐震改修促進法に基づく公表であること、県民に広く周知できること、対策に結びつくこと等を考慮する必要がある、地方公共団体の公報（県公報、市・町公報）への登載、地方公共団体のホームページへの掲載、県民が閲覧できるように市町村に配布し、閲覧に供する。

##### ④ 指導・助言、指示、公表に関しては、(1)災害時の拠点となる建築物、(2)不特定多数の者が利用する建築物、(3)危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物、(4)全ての用途の順とする。

表－４ 耐震改修促進法による耐震診断又は耐震改修の指導等の対象建築物

区分	新耐震基準に適合しない特定建築物の所有者の努力 (耐震改修促進法第6条)			指導権限を持つ所管行政庁  (H18.12現在)
	指導及び助言  (耐震改修促進法 第7条第1項)	指示  (耐震改修促進法 第7条第2項)	公表  (耐震改修促進法 第7条第3項)	
対象となる建築物	新耐震基準に適合しない特定建築物 (階数3以上かつ 1,000㎡以上等)	新耐震基準に適合しない特定建築物 (階数3以上かつ 2,000㎡以上等)	指示を受けた所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかった新耐震基準に適合しない特定建築物	鹿児島県 鹿児島市

## 2 建築基準法による勧告又は命令等の実施に関する事項

特定行政庁は、建築基準法第10条の規定に基づき、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがある建築物の所有者等に対して、保安上必要な措置をとることを勧告、場合によっては、命令することを検討する。

なお、特定行政庁は実施に当たって明確な根拠が必要となることから所管行政庁と連携して行う。

## 第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

### 1 市町村が定める耐震改修促進計画に関する事項

基本方針と本計画の内容を勘案し、基礎自治体である市町村においても耐震改修促進計画を策定することが重要であることから、できるだけ早期に全ての市町村において策定に努める。

### 2 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要

県は市町村、建築・住宅行政連絡協議会、建築物安全安心推進協議会、関係団体等と連携して鹿児島県建築物耐震改修促進連絡会議（仮称）を設置し、耐震化促進に向けた広報・意識啓発活動等を実施する。

### 3 計画の検証

本計画は、原則5年目に検証する。

付 則

施行期日

この計画は、平成19年7月9日から施行する。

# 資料編

多数の者が利用する建築物の一覧表

法	政令第2条第2項	用途 (い)	法第6条の所有者の努力義務及び法第7条第1項の指導・助言対象建築物 (ろ)	法第7条第2項の指示対象建築物 (は)	
法第6条第1号	第1号	幼稚園，保育所	階数2以上かつ500㎡以上	750㎡以上	
	第2号	小学校等	小学校，中学校，中等教育学校の前期課程，盲学校，聾学校若しくは養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	1,500㎡以上 *屋内運動場の面積を含む
		老人ホーム，老人短期入所施設，身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	老人福祉センター，児童厚生施設，身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	第3号	学校	第2号以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	
			ボーリング場，スケート場，水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
			病院，診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
			劇場，観覧場，映画館，演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
			集会場，公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
			展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
			卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上	
			百貨店，マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
			ホテル，旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
			賃貸住宅（共同住宅に限る。），寄宿舍，下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上	
			事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上	
			博物館，美術館，図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
			遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
			公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
			飲食店，キャバレー，料理店，ナイトクラブ，ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
			理髪店，質屋，貸衣装屋，銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
			工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）	階数3以上かつ1,000㎡以上	
		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
		自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
		郵便局，保健所，税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
		第4号	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	法第6条第2号		危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵，処理する全ての建築物	500㎡以上
	法第6条第3号		地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ，多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり，その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	全ての建築物	

## 防災拠点(県有施設)<sup>※1</sup>の耐震化率

(平成18年3月末現在)

種別	項目	旧耐震基準 <sup>※2</sup>	新耐震基準	項目	全体	耐震化率(%)	
		棟数	棟数(F)		棟数	(K)=(I)/(G)	
耐震改修促進法に基づく特定建築物	学校等	(A) 対象建築物数	168	57	(G)=(A)+(F) 対象建築物全数	225	68.9%
		(B) 耐震診断実施棟数	164		(H)=(A)-(B) 耐震診断未実施	4	
		(C) うち改修・建替が必要	108		(I)=(B)-(C)+(D)+(F) 耐震性能確保	155	
		(D) 耐震改修実施棟数	42		(J)=(C)-(D) 耐震改修が必要	66	
		(G) 使用中止	0				
病院・診療所		(A) 対象建築物数	2	2	(G)=(A)+(F) 対象建築物全数	4	100.0%
		(B) 耐震診断実施棟数	2		(H)=(A)-(B) 耐震診断未実施	0	
		(C) うち改修・建替が必要	0		(I)=(B)-(C)+(D)+(F) 耐震性能確保	4	
		(D) 耐震改修実施棟数	0		(J)=(C)-(D) 耐震改修が必要	0	
		(G) 使用中止	0				
一般庁舎		(A) 対象建築物数	6	6	(G)=(A)+(F) 対象建築物全数	12	100.0%
		(B) 耐震診断実施棟数	6		(H)=(A)-(B) 耐震診断未実施	0	
		(C) うち改修・建替が必要	4		(I)=(B)-(C)+(D)+(F) 耐震性能確保	12	
		(D) 耐震改修実施棟数	4		(J)=(C)-(D) 耐震改修が必要	0	
		(G) 使用中止	0				
劇場・観覧場・集会場等		(A) 対象建築物数	1	1	(G)=(A)+(F) 対象建築物全数	2	100.0%
		(B) 耐震診断実施棟数	1		(H)=(A)-(B) 耐震診断未実施	0	
		(C) うち改修・建替が必要	0		(I)=(B)-(C)+(D)+(F) 耐震性能確保	2	
		(D) 耐震改修実施棟数	0		(J)=(C)-(D) 耐震改修が必要	0	
		(G) 使用中止	0				
小計(学校等以外)		(A) 対象建築物数	25	15	(G)=(A)+(F) 対象建築物全数	40	82.5%
		(B) 耐震診断実施棟数	25		(H)=(A)-(B) 耐震診断未実施	0	
		(C) うち改修・建替が必要	18		(I)=(B)-(C)+(D)+(F) 耐震性能確保	33	
		(D) 耐震改修実施棟数	11		(J)=(C)-(D) 耐震改修が必要	7	
		(G) 使用中止	0				
合計		(A) 対象建築物数	193	72	(G)=(A)+(F) 対象建築物全数	265	70.9%
		(B) 耐震診断実施棟数	189		(H)=(A)-(B) 耐震診断未実施	4	
		(C) うち改修・建替が必要	126		(I)=(B)-(C)+(D)+(F) 耐震性能確保	188	
		(D) 耐震改修実施棟数	53		(J)=(C)-(D) 耐震改修が必要	73	
		(G) 使用中止	0				

※1 計画の対象とする建築物で防災拠点に該当するもの

※2 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた建築物

## 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律第123号）（抜粋）

### （目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。  
2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。  
3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

### （国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。  
2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。  
3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。  
4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

## 第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

### （基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。  
2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。  
一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項  
二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項  
三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項  
四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項  
五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項  
3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### （都道府県耐震改修促進計画等）

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。  
2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。  
一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標  
二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する

## 事項

- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
  - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
  - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項
  - 二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十条に規定する認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
  - 三 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社及びその設立団体（地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第四条第二項に規定する設立団体をいい、当該都道府県を除く。）の長の同意を得なければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 6 前三項の規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。
- 7 市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。
- 8 市町村は、前項の計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第三章 特定建築物に係る措置

（特定建築物の所有者の努力）

- 第六条 次に掲げる建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（第八条において「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているもの（以下「特定建築物」という。）の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。
- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
  - 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
  - 三 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が前条

第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

(指導及び助言並びに指示等)

第七条 所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものについて必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定建築物

三 前条第二号に掲げる建築物である特定建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築物の所有者に対し、特定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物、特定建築物の敷地若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、特定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6 第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）（抜粋）

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(多数の者が利用する特定建築物の要件)

第二条 法第六条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
  - 二 診療所
  - 三 映画館又は演芸場
  - 四 公会堂
  - 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
  - 六 ホテル又は旅館
  - 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
  - 八 老人短期入所施設、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
  - 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
  - 十 博物館、美術館又は図書館
  - 十一 遊技場
  - 十二 公衆浴場
  - 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
  - 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
  - 十五 工場
  - 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
  - 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
  - 十八 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 2 法第六条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
- 一 幼稚園又は保育所階数が二で、かつ、床面積の合計が五百平方メートルのもの
  - 二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。）階数が二で、かつ、床面積の合計が千平方メートルのもの
  - 三 学校（幼稚園及び小学校等を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物階数が三で、かつ、床面積の合計が千平方メートルのもの
  - 四 体育館 床面積の合計が千平方メートルのもの

(危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の要件)

第三条 法第六条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）
  - 二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
  - 三 マッチ
  - 四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
  - 五 圧縮ガス
  - 六 液化ガス
  - 七 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）
- 2 法第六条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。
- 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
    - イ 火薬 十トン
    - ロ 爆薬 五トン

- ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個
  - ニ 銃用雷管 五百万個
  - ホ 実包若しくは空包, 信管若しくは火管又は電気導火線 五万個
  - ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル
  - ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 二トン
  - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ, それぞれイ又はロに定める数量
- 二 消防法第二条第七項に規定する危険物危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類, 品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ, それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
- 三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
- 四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
- 五 マッチ 三百マッチトン
- 六 可燃性のガス(次号及び第八号に掲げるものを除く。) 二万立方メートル
- 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
- 八 液化ガス 二千トン
- 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る。) 二十トン
- 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。) 二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し, 又は処理しようとする場合においては, 同項各号に定める数量は, 貯蔵し, 又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し, それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

(多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の要件)

第四条 法第六条第三号の政令で定める建築物は, そのいずれかの部分の高さが, 当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に, 次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ, それぞれ当該各号に定める距離を加えたものを超える建築物とする。

- 一 十二メートル以下の場合 六メートル
- 二 十二メートルを超える場合 前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

(所管行政庁による指示の対象となる特定建築物の要件)

第五条 法第七条第二項の政令で定める特定建築物は, 次に掲げるものとする。

- 一 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。), ボーリング場, スケート場, 水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場, 観覧場, 映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店, マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 老人福祉センター, 児童厚生施設, 身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 九 博物館, 美術館又は図書館
- 十 遊技場
- 十一 公衆浴場
- 十二 飲食店, キャバレー, 料理店, ナイトクラブ, ダンスホールその他これらに類するもの
- 十三 理髪店, 質屋, 貸衣装屋, 銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合

いの用に供するもの

十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの

十六 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

十七 幼稚園又は小学校等

十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの

十九 法第七条第二項第三号に掲げる特定建築物

2 法第七条第二項の政令で定める規模は、次に掲げる特定建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる特定建築物（保育所を除く。） 床面積の合計が二千平方メートルのもの

二 幼稚園又は保育所 床面積の合計が七百五十平方メートルのもの

三 小学校等 床面積の合計が千五百平方メートルのもの

四 前項第十九号に掲げる特定建築物 床面積の合計が五百平方メートルのもの

（報告及び立入検査）

第六条 所管行政庁は、法第七条第四項の規定により、前条第一項の特定建築物で同条第二項に規定する規模以上のものの所有者に対し、当該特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第七条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの、当該特定建築物の敷地又は当該特定建築物の工事現場に立ち入り、当該特定建築物並びに当該特定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物）

第七条 法第十四条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号の施設である建築物とする。

## 建築基準法（昭和25年法律第201号）（抜粋）

（保安上危険な建築物等に対する措置）

- 第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。
- 2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。
- 4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

## 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）（抜粋）

（勧告の対象となる建築物）

- 第十四条の二 法第十条第一項の政令で定める建築物は、事務所その他これに類する用途に供する建築物（法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- 一 階数が五以上である建築物
  - 二 延べ面積が千平方メートルを超える建築物